

# 12月16日(日)は 衆議院議員総選挙投票日です

— 投票時間は午前7時～午後8時 —



衆議院議員総選挙(衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙)および最高裁判所裁判官国民審査は、12月16日(日)に市内40の投票所で午前7時から午後8時まで投票が行われます。

なお、投票日当日、仕事やレジャーなどで投票区内外におでかけの方は、期日前投票ができます。

みなんで投票にでかけましょう。

## 投票ができる方

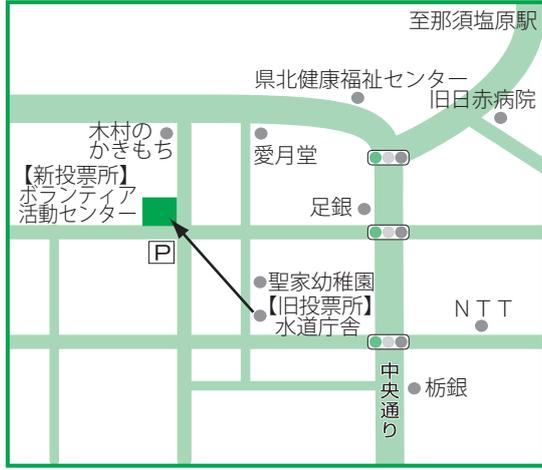
- 平成4年12月17日以前に生まれた方で、選挙人名簿に登録されている方です。
- 最近、他の市町村から本市に転入された方は、投票できない場合がありますので、次のことにご注意ください。
- ① 本年9月3日までに他の市町村から本市に転入届をした方は、投票することができます。
  - ② 平成24年9月4日以降に他の市町村から本市に転入した方は、前住所地の市町村で投票することができます。

## 投票所変更

11月18日(日)に行われました栃木県知事選挙から第4投票区の投票

所が変更されていますので、お間違えのないようご注意ください。

- 第4投票所(中央1丁目、中央2丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目にお住まいの方)
- (旧)水道庁舎
  - (新)ボランティア活動センター(旧営林署)(住吉町1-7-1)



## 期日前投票期間

12月5日(水)～12月15日(土)  
※最高裁判官の国民審査は、12月9日(日)～12月15日(土)

## 期日前投票時間

午前8時30分～午後8時

※期日前投票は、市内のどこにお住まいでも3カ所、いずれの場所でも投票ができます。

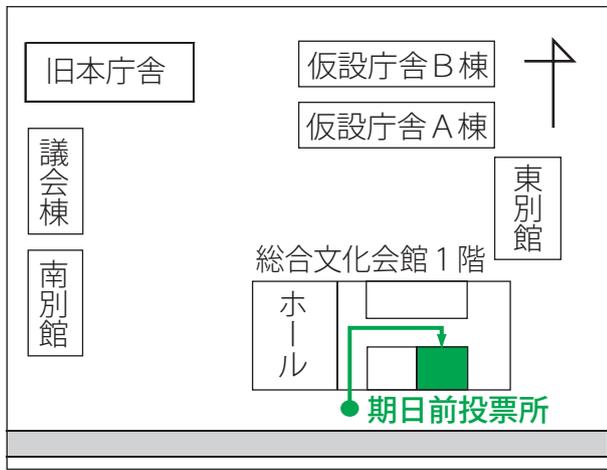
※投票所入場券の裏面が期日前投票宣誓書(兼請求書)になっていますので、必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。

※入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

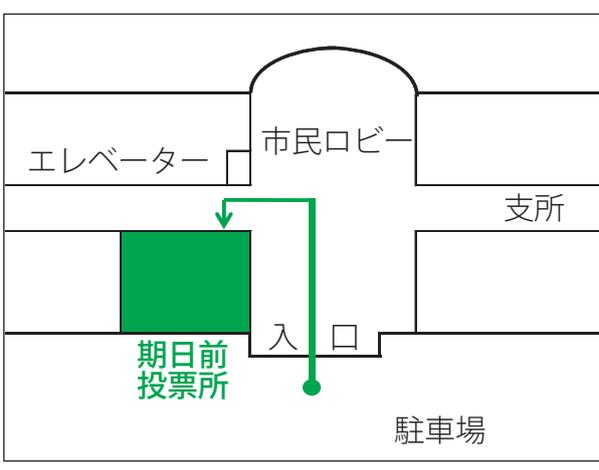


## 期日前投票所案内図

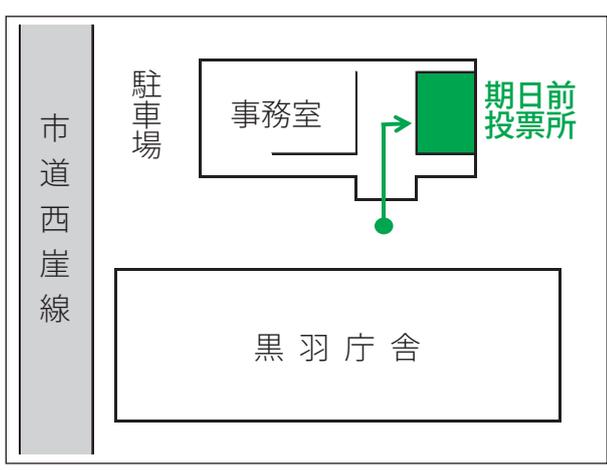
### ① 総合文化会館第1階会議室



### ② 湯津上庁舎1階101会議室



### ③ 社会福祉協議会黒羽支所会議室



**投票所入場券は12月4日(火)に発送**

皆さんが投票できる投票所は、投票所入場券に記載してあります。入場券をご確認のうえお出かけください。

なお、入場券が届かない場合や紛失した場合でも、本人と確認できればその場で入場券を再発行し投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

**投票の諸制度をご利用ください**

○点字投票

目が不自由な方は、「点字投票をご利用ください。各投票所には、点字器が備えてあります。」

○代理投票

身体が不自由などにより自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による「代理投票」をご利用ください。(ただし、本人が投票所までおいでいただくことが必要です)

**選挙公報の配布**

候補者の人物や政見を知っていたくため、選挙公報を配布します。新聞折り込みのほか、各支所、各出張所、各地区公民館に備え付ける予定です。ご利用ください。

また、音声版の選挙広報もありますので、必要な方は選挙管理委員会までお問い合わせください。

**郵便などによる不在者投票**

歩行が困難な方のうち、次の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅で投票することができます。

①身体障害者手帳をお持ちで、次の表の障害名について、その等級に該当する方

障害名	等級
両下肢機能・体幹機能・移動機能などの障害	1級 2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	1級 3級
免疫・肝臓の障害	1級 2級 3級

②介護保険の要介護者で要介護5の方 ※なお、この郵便などによる不在者投票は事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。すでに、「郵便等投票証明書」をお持ちの方の投票用紙の請求は、12月12日(水)までになります。詳しくは、選挙管理委員会までお早めにお問い合わせください。

**代理記載制度**

郵便等投票証明書の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載により投票をしても行うことができます。

○利用できる方  
・身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方  
・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

**滞在地での不在者投票**

住所が本市にあって、出張などで長期間他の市町村に滞在している方は、郵便により滞在地で不在者投票をすることができます。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

**「三ない運動」**

**みんなで守ろう「三ない運動」**  
贈らない！  
求めない！  
受け取らない！

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

○贈らない

政治家や候補者などが選挙区内の人に、お中元やお歳暮などの金品を贈ることは禁じられています。

○求めない

政治家や候補者などに選挙区内の人が、お祭りや集会などの寄附や

差し入れなどの金品を求めるとも禁じられています。

○受け取らない

政治家や候補者などから選挙区内の人は、祝儀や餞別などの金品を受け取ってははいけません。

**問い合わせ**

選挙管理委員会事務局

TEL (98) 3767

**市内一部のコンビニエンスストアに「広報おたわら」を設置**

「広報おたわら」11月1日号から、市内一部のコンビニエンスストアのご協力をいただき、店頭に広報紙を設置しています。いつでも気軽に立ち寄れるコンビニエンスストアで、ぜひ広報紙を手に取りご覧ください。

**● 広報おたわら設置店舗 (市内店舗のみ)**

- ・セブンイレブン
- ・ファミリーマート
- ・ローソン
- ・サンクス
- ・ミニストップ
- ・サンマート大田原店
- ・モンマートひのや
- ・Yショップ(有)大森百貨店

**問い合わせ**

情報政策課広報広聴係

TEL (23) 8700

